倫理指針について

　　会員の皆様にはすでにご周知のとおり、人を対象とする医学系研究については「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年）および「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年）の両指針が統合され、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」として平成26年12月に公布され、平成27年4月より施行されています。　会員の皆様には、学会発表、学会誌へ発表される際には、この倫理指針を遵守していただくようお願い申し上げます。

演題応募の際には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、倫理審査が必要な発表かどうかの申告をしていただき、必要な際には、各機関等における倫理審査委員会の承認を得て行われた研究であることが必須となりますので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

　　なお、倫理審査に関するフローチャートを用意いたしましたので、チャートに沿って、ご自身の発表がどのような審査を必要とするか、確認をお願いいたします。詳細は「[発表における倫理指針（カテゴリー分類）](https://www.jddw.jp/jddw2019/rinri/index.html#jump03)」の「[フローチャート](https://www.jddw.jp/jddw2019/rinri/index.html#jump03-1)」をご参照ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　倫理委員長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　塩谷　昭子

・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」

・「[発表における倫理指針（カテゴリー分類）](https://www.jddw.jp/jddw2019/rinri/index.html#jump03)」の「[フローチャート](https://www.jddw.jp/jddw2019/rinri/index.html#jump03-1)」